

総 発 第 189 号
2009 年 10 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

8月7日に貴委員会より公表されました掲題論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 総論

- ・ 総論として、国際的な会計基準と整合させることに特に異論はない。
- ・ ただし、出口価格、最有效使用前提、ビッド・アスク・スプレッド、負債の時価評価などといった測定に関する各論点は金融を生業としていない事業者にとっては馴染みが薄く、各論点に示されている内容も実感をもって理解し難いものとなっている。基準策定の意義は認めるが、金融機関以外のユーザーがいる事や、発生する実務負担を念頭に置いたわかりやすい基準策定（具体的事例や実務ガイダンスの整備など）を行って頂きたい。
- ・ 開示に関しては、そもそも IASB の公開草案（ED）や米国基準 SFAS157 号が、金融危機への緊急対応として主に欧米の大規模な金融機関を想定して設定された背景から、非常に詳細なものとなっている。それにも拘らず、国際的な開示要件をそのまま現在の日本基準として採用し、一般の事業会社にまで適用することは、作成者に実務面で過大な負担が生じるのみならず、投資家に対しても真に有益な情報を提供することに繋がるのか疑問である。開示については再考を要請したい。

2. 【論点 1】公正価値の概念

[論点 1-1] 公正価値の定義

- ・ <論点 1-1-4> 出口価格の概念
公正価値の概念で、日本基準の「時価」が入口価格、出口価格の両方を認める一方で、IASB の ED 及び SFAS157 号は出口価格に統一しており、コンバージェンス推進の流れからすれば出口価格に一本化する方向で検討することに異論はないが、一本化導入にあたっては、各会計基準における実務ガイダンスの整備に配慮願いたい。
- ・ <論点 1-1-5> ビッド・アスク・スプレッド
第 31 項で「・・・ビッドとアスクとの間の「公正価値を最も表している価格」を報告企業が判断する方向で検討してはどうかと考えられる。」と記載されているが、判断あるいは算定価値の比較可能性を担保するためにも、ビッド・アスク間の公正価値を最も表している価格の算定方法等のガイドライン・具体例が必要と考える。

3. 【論点 2】 公正価値の測定方法

[論点 2-1] 公正価値のヒエラルキー

- ・ 公正価値測定の透明性及び比較可能性が高まることから、国際的な会計基準において用いられている公正価値ヒエラルキー導入を検討することに異論はないが、金融商品とそれ以外ではインプットの質も違うと考えられるため、導入にあたっては更に検討が必要であると考ええる。
- ・ 公正価値のレベル分けの実務上の負担軽減、または報告会社間のレベル分けの判断基準の統一を図るためにも、詳細かつ具体的なガイダンスを整備願いたい。
- ・ 金融商品会計基準だけでなく、退職給付会計等、他の会計基準の開示にも影響を及ぼす可能性があり、その影響の全体像を明確にして議論を行っていただきたい。

4. 【論点 3】 公正価値測定に関する開示

- ・ SFAS157 号よりも IASB の ED の方がより詳細な開示を求めているが、投資家にとっての有用性、作成者の実務負担、さらに我が国における報告書の法定提出期限を考慮すれば、SFAS157 号並みの開示で十分であると考えられることから、慎重に検討・整理いただくとともに、IASB に対しても然るべく働きかけを行うべきと考える。
- ・ さらに SFAS157 号でさえ、投資家の関心に鑑みると必要以上に詳細な開示要求であると考えられる。我が国で導入する際には利用者・作成者双方にとって実用的な開示と

なるよう検討をお願いしたい。具体的には以下のような開示方法をご検討頂きたい。

- (1) 投資家の最大の関心は、リスクの高いレベル3であると考えられるため、レベル1とレベル2の開示は省略し、レベル3についての開示にとどめる。
- (2) あるいは、SFAS157号、IASBのEDとも、レベル3の期首残高から期末残高への調整額など多様な開示を求めているが、投資家の主たる関心は各BS残高がどういった方法で測定されているかであると考えられるため、項目ごとの、各ヒエラルキーの期末残高とその評価技法についての開示にとどめる。
- (3) あるいは、投資家が最も関心を持つのは測定方法が複雑である金融商品であると考えられるため、ヒエラルキー別の開示対象は金融商品のみにする。
- (4) あるいは、業種ごとに開示項目の差別化（例えば金融機関はフルバージョンの開示、事業会社は簡易開示など）を図るなどの工夫を実施する。

以 上